○厚生労働省告示第百七十一号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第四条の十一の二第二号の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第四条の十一の二第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第四条の十一の二第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修

第一条　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第四条の十一の二第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修（以下「基礎的研修」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとして、それぞれ次条に定めるものとする。

一　研修を実施する機関（以下「研修機関」という。）の施設、設備、研修の実施の方法その他の研修に関する事項が、基礎的研修の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二　研修機関の経理的及び技術的な基礎が、基礎的研修の適正かつ確実な実施に足るものであること。

三　研修機関が、基礎的研修の適正かつ確実な実施を図るための研修実施規程を定めていること。

第二条　基礎的研修は、次の表の第一欄に掲げる研修機関がそれぞれ同表の第二欄に掲げる期間において行う同表の第三欄に掲げる研修とする。

研修機関		研修を実施する期間	研修
名称	所在地		
特定非営利活動法人ジョブコーチ・ネットワーク	埼玉県久喜市久喜中央二丁目四番十八号	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	ＪＣ－ＮＥＴ基礎的研修
特定非営利活動法人くらしえん・しごとえん	静岡県浜松市中央区田町二百二十三番地二十一　ビオラ田町三階	令和八年四月一日から令和十年三月三十一日まで	くらしえん・しごとえん就労支援基礎的研修

○厚生労働省
**　経済産業省**
**　環境省告示第二号**

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第八条第一項第三号の規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質（平成二十九年厚生労働省
経済産業省告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
化学物質の分類	官報整理番号
(1)　［略］	［略］
(2)有機鎖状低分子化合物	「(2)有機鎖状低分子化合物」の項整理番号242、341、608（ドデカン酸、テトラデカン酸、パルミチン酸及びステアリン酸に限る。）、609（オレイン酸に限る。）、846、911（ナトリウム塩及びカリウム塩に限る。）、975、1091、1094（ナトリウム塩に限る。）、1254、1305、1307、1308、1318、1323（ナトリウム塩及びカリウム塩に限る。）、1369（2－ヒドロキシプロピオン酸に限る。）、1409、1442、1449（ナトリウム塩及びカリウム塩に限る。）、1467、1468、1607、2383、2661、2667、3620、3764及び3990
(3)・(5)　［略］	［略］

改正前	
化学物質の分類	官報整理番号
(1)　［略］	［略］
(2)有機鎖状低分子化合物	「(2)有機鎖状低分子化合物」の項整理番号242、341、608（ドデカン酸、テトラデカン酸、パルミチン酸及びステアリン酸に限る。）、609（オレイン酸に限る。）、846、911（ナトリウム塩及びカリウム塩に限る。）、975、1091、1094（ナトリウム塩に限る。）、1254、1305、1307、1308、1318、1323（ナトリウム塩及びカリウム塩に限る。）、1369（2－ヒドロキシプロピオン酸に限る。）、1409、1442、1449（ナトリウム塩及びカリウム塩に限る。）、1467、1468、2383、2661、2667、3620、3764及び3990
(3)・(5)　［略］	［略］